

議案第 18 号

関市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

関市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 21 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市新型インフルエンザ等対策本部条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、関市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（以下「本部職員」という。）を置く。

2 本部職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

### (職務)

第3条 本部長は、対策本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理し、及び本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員及び本部職員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

### (会議)

第4条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第5条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。